事業名	リフト付き福祉タクシーの運行

セールスポイント	・高齢や障害により、外出時に常時車いすを使用している方や寝たきりの方の外出支援策として、リフト付き福祉タクシーの運行委託を行い、24時間365日、安定的な移動支援サービスの提供を行う ・区は予約料金、迎車料金、基本介助料を全額負担するほか、利用者が支払うタクシーメーター料金の2割分を補助する

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

・これまでの外出支援施策として、区がリフト付き福祉ハイヤーの運行を豊島区民社会福祉協議会に委託するとともに、当協議会においてハンディキャブ運行事業を実施してきた。

・近年、ハンディキャブ運行事業に登録している運転手(ボランティア会員)の高齢化や成り手不足により、運転手の恒常的な確保が困難となっている。高齢化による安全面での不安要素、運転手不足による運行稼働日減少などが顕在化しており、ハンディキャブ運行事業の持続可能な事業実施が困難な見通しとなっていることから、新たな外出支援策として、リフト付き福祉タクシーの運行委託事業の実施を行うこととした。

2. 目的

・高齢や障害により、外出時に常時車いすを使用している方や寝たきりの方に対し、安全かつ安定的な移動支援サービスの提供を図る。

3. 内容

＜利用方法＞

対象者	区内在住の常時車いす及び寝たきりの方で、身体障害者手帳4級以上、愛の手帳2度以上、要介護3以上の方　※通学、通勤等、年間を通して定例的な利用は不可
利用時間	24時間365日　※ただし早朝・夜間は病院等への送迎など、緊急を要する場合に限る
利用申込方法	事業者に直接電話等で予約を行う(現状インターネットによる予約は未対応)
予約受付時間	・利用日の1か月前から前日まで(当日予約不可) ・午前9時から午後5時まで(土日祝日除く)

＜負担額＞

・区は、予約料金・迎車料金、基本介助料を負担。利用者はタクシーメーター料金のうち8割分を負担。

・メーター料金の計算では、身体障害者手帳等所持者は1割引となる障害者割引を適用するとともに、支払時は、区が発行する「豊島区福祉タクシー券」の利用についても可能とする。

・利用者が支払う(障害者割引適用がある場合は適用後の)タクシーメーター料金のうち2割分を区が補助する。

・ヘルパー資格をもった運転手による安全な移動介助を行い、利用者のニーズに沿った事業を実施する。

4. 今後のスケジュール

・令和8年4月1日　運行委託事業開始

事　業　費	870 万円	うち新拡分事業費	870 万円